○九州地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月七日　九州地方整備局長　岩崎　泰彦

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百二十四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿児島市桜島赤水町一四二九番二から同市桜島赤水町八八一番まで	前	七・五三～一九・二一〇メートル	〇・七四七キロメートル
	後	一一・一四～一九・二一〇メートル	〇・七四七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

国会事項

参議院

会議

二月六日（木曜日）午後六時　本会議

人事異動

内閣

（外務省大臣官房）外務事務官　桑原　敦

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　桑原　敦

内閣官房特定秘密保護法施行準備室参事官を命ずる

（外務省大臣官房）外務事務官　橋場　健

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　橋場　健

内閣官房特定秘密保護法施行準備室参事官を免ずる（以上二月四日）

国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視監　杵淵　智行

埼玉県警察本部長を命ずる（警視庁警務部長）同　斗ヶ　史雄

京都府警察本部長を命ずる（警視庁副総監）同　種谷　良二

警視庁警務部長事務取扱を命ずる（以上一月三十一日）

警察庁

（埼玉県警察本部長）警視監　金子　泰介

警察庁長官官房付を命ずる（警察庁長官官房付）同　金子　泰介

辞職を承認する（内閣府大臣官房審議官（共生社会政策担当））内閣府事務官　杵淵　智行

警視監に任命する　警察庁長官官房付を命ずる（京都府警察本部長）警視監　安田　貴彦

警察庁長官官房付を命ずる（警察庁長官官房付）同　安田　貴彦

内閣府に出向を命ずる（以上一月三十一日）

法務省

（釧路地方検察庁次席検事）検事　加藤　匡倫

東京地方検察庁検事に配置換する（千葉地方検察庁検事）同　木村　美穂

甲府地方検察庁検事に配置換する（東京地方検察庁検事）同　廣澤　英幸

釧路地方検察庁検事に配置換する　釧路地方検察庁次席検事を命ずる（以上一月三十七日）

官庁報告

国家試験

平成25年度1級及び2級電気工事施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第8条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年2月7日　国土交通大臣　太田　昭宏

1　平成25年度1級電気工事施工管理技術検定合格者

平成25年度1級電気工事施工管理技術検定に合格した者は、5,655名である。

2　平成25年度2級電気工事施工管理技術検定合格者

平成25年度2級電気工事施工管理技術検定に合格した者は、3,229名である。

3　合格者の受験番号の掲示

合格者の受験番号を次の国土交通省北海道開発局、同各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局において掲示する。

・札幌市北区北八条西2丁目　国土交通省北海道開発局営繕部技術・評価課

・仙台市青葉区二日町9－15　国土交通省東北地方整備局営繕部技術・評価課

・さいたま市中央区新都心2－1　国土交通省関東地方整備局営繕部技術・評価課

・新潟市中央区美咲町1－1－1　国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課

・名古屋市中区三の丸2－5－1　国土交通省中部地方整備局営繕部技術・評価課

・大阪市中央区大手前1－5－44　国土交通省近畿地方整備局営繕部技術・評価課

・広島市中区上八丁堀6－30　国土交通省中国地方整備局営繕部技術・評価課

・高松市サンポート3－33　国土交通省四国地方整備局営繕部技術・評価課

・福岡市博多区博多駅東2－10－7　国土交通省九州地方整備局営繕部技術・評価課

・那覇市おもろまち2－1－1　内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課

4　合格証明書の交付申請

(1)　申請することのできる者　一般財団法人建設業振興基金の行う平成25年度1級又は2級電気工事施工管理技術検定実地試験に合格した者

(2)　提出書類　合格証明書交付申請書及び添付書類（ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.html を参照。）

(3)　申請の受付期間　平成26年2月7日（金）から平成26年2月21日（金）までとする。（受付期間締切日の消印有効。ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.html を参照。）

(4)　申請書の郵送先　〒150－0002　東京都渋谷区渋谷3－1－4　日本情報産業ビル　電話03－3409－9411　日本情報産業株式会社（ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.html を参照。）

(5)　合格証明書の交付　受付期間に受理した申請者に対して平成26年3月中旬頃に合格証明書を交付する。

平成25年度1級及び2級建築施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第8条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年2月7日　国土交通大臣　太田　昭宏

1　平成25年度1級建築施工管理技術検定合格者

平成25年度1級建築施工管理技術検定に合格した者は、次のとおりである。

6,912名

2　平成25年度2級建築施工管理技術検定合格者

平成25年度2級建築施工管理技術検定に合格した者は、次のとおりである。

建築　3,045名

躯体　441名

仕上げ　2,377名

3　合格者の受験番号の掲示

合格者の受験番号を次の国土交通省北海道開発局、同各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局において掲示する。

・札幌市北区北八条西2丁目　国土交通省北海道開発局営繕部技術・評価課

・仙台市青葉区二日町9－15　国土交通省東北地方整備局営繕部技術・評価課